

「北海道協働型福島県避難者支援協議会」規約

(名称)

第1条 本協議会は、北海道協働型福島県避難者支援協議会と称する。

(目的)

第2条 北海道協働型福島県避難者支援協議会（以下、協議会という）は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響を受ける福島県民等に対し、主として北海道内における支援を行なうことを目的とする。

(事業・活動)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業・活動を行う。

- (1) 避難者等に関する課題について、地域の多様な主体が連携・協力し、マルチステークホルダー・プロセスによる課題解決に向けた取り組み体制を構築・実施する。
- (2) 北海道には広域に避難者が滞在しており、避難者アクティビティ支援を関係機関、諸団体と連携して行う。
- (3) 上記に係る各種情報の収集と提供を行う。

(事務所)

第4条 協議会は、事務所を札幌市内に置く。

(委員)

第5条 協議会は協議会の目的に賛同し、協働による活動を支援・協力する団体・組織により構成する。

(委員の構成)

第6条 本会委員の構成は、下記の通りとする。

代表	みちのく会
実行委員・事務局	北海道NPO被災者支援ネット
実行委員・調査	ようこそあったかい道
実行委員	北海道NPOサポートセンター 北海道総合政策部地域づくり支援局道外被災地支援グループ
実行委員・監事	福島県北海道事務所

(委員の選任)

第7条 代表、監事、委員は、委員の互選で選任する。

(職務)

第8条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 委員は、本会を構成し、この規定に基づき、事業のための活動を行なう。

3 監事は、次に挙げる職務を行なう。

(1) 事務局および委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(機能)

第9条 本会の運営の事務および会計は事務局が担当し、事業の実施に関する事項は委員の合議で決定し役割分担して取組む。

(任期)

第10条 本会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(財産)

第11条 本会の事業経費は、助成金・寄付金によって賄い、必要に応じて受益者からも徴収して事務局が運用する。

(監査)

第12条 会計監査は、会計年度の終了後3か月以内に監事によって行い、本会委員に報告する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(解散)

第14条 本会は、事業年度末に委員合議のうえ事業継続を見直し、被災避難者の減少など、本事業による被災避難支援の必要がなくなったと判断された時点で解散する。

(残余財産の帰属)

第15条 本会が解散したときに残余する財産は、みちのく会に譲渡するものとする。

(その他)

第16条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員会が細則を定めることができる。
ただし、委員の承諾をえなければならない。

附 則

1. この規約は、協議会の成立の日から施行する。